平成２３年（フ）第１２５９号
神戸市中央区坂口通１丁目３番２号　シャトー第10神戸301、従前の住所神戸市中央区坂口通１丁目３番２号　シャトー第10神戸205
債務者　田島　賢一
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２６０号
神戸市兵庫区松原通２丁目１番25―101号
債務者　上岡　　環（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１号
兵庫県丹波市柏原町柏原1022番地
債務者　武田　睦美
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
青森県八戸市大字尻内町字前河原３番地４　コーポ小笠原８号室
債務者　小笠原昭二
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
青森県八戸市大字尻内町字前河原３番地４　コーポ小笠原８号室
債務者　小笠原優子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３８３号
青森県むつ市海老川町５番24号
債務者　太田　和寿
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４６０号
愛知県知多市岡田字野崎16番地の１
債務者　河内　茂子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９号
山口県萩市大字平安古町43番地４　水津アパート102
債務者　平瀬麻衣子（旧姓廣中）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第６１８号
熊本県宇土市下網田町2771番地
債務者　北本　龍二
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６２１号
熊本市京塚本町48番15号
債務者　中村絵梨奈
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６３１号
熊本市出水６丁目28番175号アニバーサリー出水202号室
債務者　内田　明美
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６３８号
熊本市桜木３丁目12番25号
債務者　吉村　昭一
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６６０号
熊本市高平１丁目１番31号
債務者　眞砂　昭博
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６７７号
熊本市沼山津４丁目28番68号
債務者　山田　千春
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４１６０号
札幌市南区藤野２条７丁目11番14号
債務者　竹田　栄里
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１８６号
札幌市白石区菊水元町５条２丁目２番18―503号
債務者　久米　直人
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２０９号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番25―512号
債務者　浦崎　由美（旧姓花井・和嶋）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部